

委員は執行委員会之委任受す。取合会本部の会計は財務部長之を掌るものとす。

第三章 組織

第一 支部

第二二条

第二十三条

第二十四条

支部は組合員十名以上を以て組織し、一町村一支部を原則とす。但し止むを得ざる場合は、執行委員会は分割併合の除外例を設くることを得

支部を新に設置し、或は既設支部の分割併合を行ひたるときは直ちに規約及組合員名簿を執行委員会に提出し、其承認を得るものとす。

支部に次の機関及び役員を置く

一 決議機関 総会

二 執行機関 役員会

第二五条

役員 事務機関 各係(筆談、宣傳、調査、政治、産業婦人、四役、員、支部長一名、会計一名、委員若干名、各係)

第二七条

第二八条

執行委員会は支部の情勢を考慮し、班を設置せしむることを得、班は地域を以て区劃し、一班の人員は十名をもつて基準とす。

第二九条

班に次の役員を置く。一班長一名、二 班傳令、若干名

第三十条

地区委員会は、執行委員会の統制の下に、執行委員会の分掌と認めたる地区をもつて構成せしむ。

第三十一条

地区委員会は、連携連絡の機関にして、規約を制定し、又は種々決議することを得ざるものとす。

第四章 會計

第三十二条

本會の經費は組合員の負担とす。本聯合會費は一年分前納として支部より徴收す。

第三十三条

新に加入する支部は入會費を徴收するものとす。本會の經費予算は、執行委員会に於て原案を作成し、大会の承認を経る事とす。

第三十四条

本會經費決算は大会の承認を経るを要す。予算外の支出は執行委員会の承認を得るに非ずば支出することを得ず。

第三十五条

本會の會計年度は大会より翌年の年次大会までとす。

第三十六条

罰則は全國農民組合規約第六章罰則の規定を準用す。

第五章 附則

四 罰則